



始 良 市

介護予防・日常生活支援総合事業説明資料



始良市 長寿・障害福祉課

平成28年12月27日現時点における考え方であり、今後内容に変更等が生じることもございます。予めご了承ください。また、前回掲載した更新後の資料に修正等があった箇所は朱書き、見え消しになっています。

始良市における総合事業の概要

介護予防・日常生活支援総合事業とは？

「総合事業とは、地域の65歳以上の方々を対象に、その方の心身の状態に応じて、介護予防や生活支援に係るサービスを提供する事業です。」



「総合事業がはじまると、要支援の人たちに対するサービスが無くなり、地域住民が要支援認定者全ての方の支援することになるって本当？」



- 要支援認定を受けて、何らかのサービスを利用している方は、始良市に約900人。
- 900人の方々は、老化や疾病などにより、お体の状態や認知機能面などがお一人おひとり異なります。そのため、中には、専門職の支援を必要とする方もおられます。
- したがって、予防給付や地域支援事業による専門的なサービスが必要な方は、今までどおりのサービスをご利用になれる体制を整えたいと考えています。
- また、サービスが無くなるというよりも、サービスの種別が増え、利用者の状態にあったサービス利用ができるようになることを目指しており、利用料の低廉化を図ることも検討しております。

始良市における総合事業の基本的考え方

1. 現行の介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)及び介護予防通所介護(デイサービス)相当サービスを継続。
2. 現行の介護予防訪問介護等のサービスを多様化し、利用者の状態にあったサービスを提供できるように新たなサービス体系を創設。
3. 住民主体による運営で体操等の介護予防を図るための活動(週1・2回)を支援している社会福祉法人、医療法人、NPO法人等に業務を委託し、地域の中における住民主体の運営による通いの場を展開することに取り組む。
4. この通いの場は、自助・互助・共助・公助の考え方に基づき運営され、始良市民で在宅で生活しておられる65歳以上の全ての方を利用対象とし、地域づくりと介護予防を推進する。

始良市の総合事業における 報酬単価及び利用料の設定について

1. 現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護のサービスは地域支援事業の中で同様の基準のまま継続し、専門的なサービス提供が行われること及び制度改正に伴う混乱を避けることを踏まえて、現行の報酬単価(月額定額制)を継続する。
2. 基準緩和型の訪問型サービス及び通所型サービス(以下「基準緩和型サービス」という。)の報酬単価は、国の「地域支援事業実施要綱」において、現行の単価を下回ること、と定められている。ただし、大幅に減額することで職員の確保が困難となることを避けるために、現行の95%程度(処遇改善加算等を加味)とする。
3. 基準緩和型サービスの報酬は、原則出来高払いとし、利用料も原則利用回数に応じた支払いとする。

基準緩和型サービスに出来高払いの報酬単価を設定する根拠

1. 介護予防訪問介護の報酬単価を、介護給付1回あたりの生活援助の単価と比較した場合、予防給付の単価が割高となる。
2. 月額定額払いは、サービス利用回数に関係なく、月単位による報酬と利用料が発生する。また、利用した月に短期入所サービスを利用した場合など、短期入所の期間を除いた残日数に日割り単価を乗じた報酬と利用料が発生するが、残日数には訪問介護等を利用していない日も日割り単価が含まれることから、利用料の軽減につなげていない。
3. そのため、利用者負担及び給付の適正を鑑みて1回あたりの単価を設定した。

※ただし、1回あたりの単価を設定した場合、1か月あたりの合計額が現行の予防給付の単価を超えないように回数制限をしなければならないため、月の回数制限を超えた場合は月額定額制とする。

(例)週1回程度の訪問介護を毎週水曜日に利用。報酬1回2,520円(月4回まで10,080円。現行は月額11,680円。利用料はこの1~2割)

水曜日が4回の月と5回の月がある。5回利用できる月には、月額報酬額が12,600円になり、現行の報酬額を超過するため、5回になる月は、定額報酬を設定する。

二次予防事業における今後の通所サービスのあり方について(案)

➤現在、要介護(要支援)認定を受けずに、介護予防のため施設通所型サービスを利用している方は、基本チェックリスト及び介護予防ケアマネジメントにより、利用継続の必要性があると判断されれば、市の指定や市から委託を受けている事業所の通所サービスを継続利用することができる。

➤通所介護事業所

○基準緩和型サービスの市の指定が必要

○請求:国保連に直接請求

○利用料:利用者に直接請求(市への納付無し)

➤通所リハビリテーション

○基準緩和型サービスの市との業務委託契約が必要

○請求:実績に基づき、市が委託料を直接支払う。

○利用料:市が定めた額を利用者に直接請求(市への納付無し)

始良市における総合事業の利用までの流れ



相談・申請
(介護保険係)

要介護・
要支援認定申請

要支援1・2

ケアマネジメント
(地域包括支援
センター)

非該当

基本チェックリスト

事業対象者

ケアマネジメント
(地域包括支援
センター)

非該当

【予防給付のサービス】

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリ
- ・デイケア
- ・福祉用具貸与・購入
- ・住宅改修
- ・短期入所サービス
- ・グループホーム
- ・小規模多機能居宅介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・訪問入浴 など

【総合事業のサービス】

- ・訪問型サービス
(現在の訪問介護)
- ・通所型サービス
(現在の通所介護)

訪問調査などが不要となるため、総合事業サービスの利用対象の該当・非該当の判定までの期間が短縮されます。

※一般介護予防事業(住民主体の通いの場やボランティアポイント事業への参加)は認定者・非該当者も含めて、全ての第1号被保険者が対象となります。

要支援認定申請と総合事業申請の判断基準(例)

要支援認定申請の対象者例	基本チェックリストによる判定の対象者例
<p>【サービス種別から判断】</p> <ul style="list-style-type: none">○ホームヘルプサービス、デイサービスは利用せず、それ以外の介護保険サービスを利用希望(利用中)○ホームヘルプサービス、デイサービスを利用しているが、その他にも介護保険の介護予防サービスを利用希望(利用中)	<p>【サービス種別から判断】</p> <ul style="list-style-type: none">○ホームヘルプサービス、デイサービスのみを利用希望(利用中)
<p>【ご本人の状態像例】</p> <ul style="list-style-type: none">○杖や補助具を使用しても一人で歩行できない。○認知機能の低下により日常生活に支障をきたしている。○入浴や体を洗う行為が一人でできない。○服薬の管理や病気の管理が必要な状態。○退院直後で、状態が変化しやすいことが予測される。	<p>【ご本人の状態像例】</p> <ul style="list-style-type: none">○基本チェックリストの中で判定基準に該当する方。

65歳未満の2号被保険者は、総合事業のサービスのみを利用する場合でも、要支援認定を受けなければならない

基本チェックリストによる判定基準

No.	質問項目	回答		事業対象者に該当する基準	
		(いずれかに○をお付け下さい)			
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ		複数の項目に支障 (10項目以上該当)
2	日用品の買物をしていますか	0.はい	1.いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ	運動機能の低下 (3項目以上該当)	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ	低栄養状態(2項目該当)	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ		
11	6ヵ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ	口腔機能の低下 (2項目以上該当)	
12	身長 _____ cm 体重 _____ kg (BMI= _____) (注)				
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ	閉じこもり(№16に該当)	
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ	認知機能の低下 (1項目以上に該当)	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1.はい	0.いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ	うつ病の可能性 (2項目以上に該当)	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ		
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ		

事業対象者の被保険者証 (案)

「事業対象者」と表示されます

(一)			(二)			(三)		
介護保険被保険者証			要介護状態区分等			内容		
番号			認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)			期間		
住所			認定の有効期間			開始年月日 終了年月日		
フリガナ			区分支給限度基準額			開始年月日 終了年月日		
氏名				1月当たり		届出年月日		
生年月日	性別		居宅サービス等	サービスの種類	種類支給限度基準額	居住介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称		
交付年月日			(うち種類支給限度基準額)			種類		
保険者番号並びに保険者の名称及び印	[] [] [] [] [] []		認定審査会の意見及びサービスの種類の指定			名称		
						住所等年月日		
						種類		
						名称		
						住所等年月日		

認定の有効期限については、定めずに、ケアマネジメントの過程において更新をすることで検討中。

【区分支給限度基準額】
 要支援1 50,030円
 事業対象者 50,030円
 要支援2 104,730円

始良市における総合事業への移行時期

- 実施時期 平成29年4月1日
- 要支援認定者ごとに総合事業への移行時期は異なる
- 二次予防事業対象者で通所利用中の方は、4月1日から総合事業へ移行

	平成29年				平成30年	
	3月	4月	5月	6月	2月	3月
		総合事業開始	→ 完全移行			
H29.4月以降 新規認定者		総合事業サービス利用開始	→			
H29.3.31 有効期限	予防給付サービス	総合事業サービス利用開始	→			
H29.4.30 有効期限	予防給付サービス	予防給付サービス	総合事業サービス利用開始	→		
H29.5.31 有効期限	予防給付サービス	予防給付サービス	予防給付サービス	総合事業サービス利用開始	→	
H30.2.28 有効期限	予防給付サービス	予防給付サービス	予防給付サービス	予防給付サービス	予防給付サービス	総合事業サービス利用開始

第1号訪問型サービス

第1号訪問型サービス(主な内容)

種 別	現行相当(みなし)サービス	緩和した基準によるサービス(A型)
サービス名	専門的支援型訪問介護	生活援助中心型サービス
サービス内容	<p>【訪問介護員による援助例】 ○サービス提供時間 20分～1時間程度</p> <p>○身体介護 ・入浴介助 ・排泄介助 ・食事介助 ・更衣介助 ・服薬介助 ・移動介助 ・日常生活動作の自立支援のための見守りの援助等</p> <p>○生活援助 ・掃除、洗濯 ・一般的な調理 ・日用品等の買い物 ・衣類の整理等</p>	<p>【従事者による援助例】 ○サービス提供時間 20分～1時間程度</p> <p>○生活援助 ・掃除、洗濯 ・一般的な調理 ・日用品等の買い物 ・衣類の整理等</p> <p>○軽微な身体介護 ・更衣動作の声かけ見守りなど日常生活動作の自立支援のための見守りの援助等</p>
	<p>※身体介護及び生活援助の考え方は、介護保険制度における基準どおりとする。 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計第10号 最終改正:平成17年6月29日)」を参照</p>	
実施方法	事業者指定 (平成27年3月31日までに指定を受けている事業者は、平成30年3月31日までは「みなし指定」)	事業者指定／始良市からの委託
想定されるサービス提供者(例)	みなし指定事業者、指定事業者	指定事業者、民間企業(委託型)、シルバー人材センター等(委託型)★介護保険法による指定訪問介護事業者は、基準緩和型の指定以外に業務委託によるサービスも提供できる。

第1号訪問型サービス(対象者及びサービス計画 案)

種 別	現行相当(みなし)サービス	緩和した基準によるサービス(A型)
サービス名	専門的支援型訪問介護	生活援助中心型サービス
利用対象例	<p>(1) 要支援認定者 <u>※既にサービスを利用している要支援認定者において、29年度以降に「要支援」の更新結果が出たとき、継続して従来型のサービスが必要な場合は引き続き利用できる。ただし、次回の更新結果が「要支援又は事業対象者」であった場合は、原則、「基準緩和型サービス」に移行する。</u></p> <p>(2) 事業対象者 <u>※既にサービスを利用している要支援認定者において、29年度以降に「事業対象者」となり、継続して従来型のサービスが必要な場合は引き続き利用できる。ただし、1年以内の評価に基づき、原則、「基準緩和型サービス」に移行する。</u></p> <p>(3) 難病(特定疾患)、心疾患、呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活に支障がある。</p> <p>(4) 認知機能の低下、精神疾患、知的障害などにより日常生活に支障がある。</p>	<p>要支援1・2及び事業対象者で、ケアマネジメント上、現行相当のサービスを必要としない状態にある方</p>
ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントAまたはケアマネジメントB
限度額管理	対象サービス	対象サービス※委託事業者の場合は限度額管理対象外
事業者への支払い方法	国民健康保険団体連合会(国保連)経由で審査・支払	国民健康保険団体連合会(国保連)経由で審査・支払 ※委託事業者の場合は、市に毎月実績報告を提出後、市から直接支払

第1号訪問型サービス(主な指定基準 案)

種 別	現行相当(みなし)サービス	緩和した基準によるサービス(A型)
サービス名	専門的支援型訪問介護	生活援助中心型サービス※3
人 員	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者※1 常勤・専従1以上 ○訪問介護員等※2 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士・介護職員初任者研修修了者】 ○サービス提供責任者 常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に1人以上 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者】 (国基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者※1 専従1以上 ○従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員初任者研修修了者又は、市が定める研修修了者】 ○サービス提供責任者 従事者の内から必要数 【資格要件:従事者に同じ】
設 備	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品 	
運 営	<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等、国基準と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ○運営規程等の説明・同意 ○必要に応じて、個別サービス計画を作成 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等

※1 支障がない場合、当該事業所の他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能

※2 緩和した基準によるサービス提供が行われた場合の時間は算定しない。

※3 専門的支援型訪問介護と一体的にサービス提供する場合は、国の基準に従うこと

第1号訪問型サービス(報酬単価及び利用料 案)

種 別	現行相当(みなし)サービス	緩和した基準によるサービス(A型)	
サービス名	専門的支援型訪問介護	生活援助中心型サービス ≠	
		指定事業者	委託事業者
単 価	【月額定額報酬(現行どおり)】	【原則出来高報酬】	【生活援助のみの出来高報酬】
	<p>○週1回程度 月 11,680円</p> <p>○週2回程度 月 23,350円</p> <p>○週2回超程度※1 月 37,040円</p> <p>●利用料と合算した単価</p>	<p>○週1回程度(月4回まで) 1回2,520円〔5回月額11,110円〕</p> <p>○週2回程度(月8回まで) 1回2,560円〔9回月額22,190円〕</p> <p>○週3回程度(月12回まで) ※1 1回2,700円〔13回月額35,190円〕</p> <p>●利用料と合算した単価 ★介護保険法による指定訪問介護事業者であることが条件</p>	<p>○週1～2回程度の利用とし、その回数の必要性は、ケアマネジメントにより判断する。</p> <p>1回 1,200円(税抜き)</p>
加 算	現行と同額	現行の95% ※但し、処遇改善加算は、上記報酬に加味	無し
減 算	現行の算定方法と同率	現行の算定方法と同率	無し
利用料	単価の1割～2割負担を事業者に納付	単価の1割～2割負担を事業者に納付	市が定めた額(1回120円)を事業所に納付

※1 週3回程度の利用は、その必要性の判断をケアマネジメントに基づき判断するが、要支援2と事業対象者のみ利用可

第1号通所型サービス

第1号通所型サービス(主な内容 案)

種 別	現行相当(みなし)サービス	緩和した基準によるサービス(A型)		短期集中予防サービス(C型)
サービス名	専門的支援型通所介護	自立支援型通所サービス		短期集中型予防サービス
サービス内容	<p>【サービス提供時間】1回2時間以上</p> <p>【サービス内容】 ※現行のサービス内容と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門職による援助 ○日常生活動作や調理や掃除、洗濯といった生活機能向上のためのトレーニングや身体機能向上のための機能訓練 ○入浴・更衣・排泄等の身体的介助が必要な利用者への支援 ○レクリエーション ○送迎 等 	<p>【サービス提供時間】1回90分以上</p> <p>【サービス内容】 ※閉じこもり防止、認知症予防、うつ予防などの自立支援に資するサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従事者による援助 ○体操、運動、レクリエーション活動、認知症予防トレーニング ○趣味活動 ○送迎 等 		<p>【サービス提供時間】1回60～90分</p> <p>【サービス提供期間】1人3～6か月</p> <p>【サービス内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門職による援助 ○利用者の個別性に応じて次のプログラムを組み合わせて実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・運動器の機能向上 ・栄養改善 ・口腔機能の向上 ・膝痛、腰痛対策 ・日常生活動作や生活行為の改善 ・認知機能の低下・予防支援 ・集団で取組む介護予防教育 ○送迎 等
実施方法	事業者指定(平成27年3月31日までに指定を受けている事業者は、平成30年3月31日までは「みなし指定」)	事業者指定(平成29年1月以降に申請受付)	始良市からの委託	始良市からの委託
想定されるサービス提供者(例)	みなし指定事業者、指定事業者	通所介護事業者、民間企業等	通所リハ事業者、民間企業等	医療法人、社会福祉法人、介護保険事業の指定を受けている民間企業(当該サービスに従事するための資格を有する従事者を確保できている事業者で勤務形態は問わない)

第1号通所型サービス(対象者及びサービス計画 案)

種 別	現行相当(みなし)サービス	緩和した基準によるサービス(A型)	短期集中予防サービス(C型)
サービス名	専門的支援型通所介護	自立支援型通所サービス	短期集中型予防サービス
利用対象例	<p>(1)要支援認定者 <u>※既にサービスを利用している要支援認定者において、29年度以降に「要支援」の更新結果が出たとき、継続して従来型のサービスが必要な場合は引き続き利用できる。ただし、次の更新結果が「要支援又は事業対象者」であった場合は、原則、「基準緩和型サービス」に移行する。</u></p> <p>(2)事業対象者 <u>※既にサービスを利用している要支援認定者において、29年度以降に「事業対象者」となり、継続して従来型のサービスが必要な場合は引き続き利用できる。ただし、1年以内の評価に基づき、原則、「基準緩和型サービス」に移行する。</u></p> <p>(3)難病(特定疾患)、心疾患、呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活に支障がある。 (4)認知機能の低下、精神疾患、知的障害などにより日常生活に支障がある。</p>	要支援1・2及び事業対象者で、ケアマネジメント上、現行相当のサービスを必要としない状態にある。	要支援1・2及び事業対象者で、保健・医療の専門職による「運動器機能の向上訓練」「認知機能の低下予防・支援」「日常生活動作や家事などの生活行為向上のためのトレーニング」等を3～6か月の短期間で行うことで改善が見込まれる状態にある。
ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントA又はB	ケアマネジメントA
限度額管理	対象サービス	対象サービス※委託事業の場合は限度額管理対象外	対象外
事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払 ※委託事業者の場合は、市に毎月実績報告を提出後、市から直接支払	市に毎月実績報告を提出後、市から直接支払

第1号通所型サービス(主な指定基準 案)

種 別	現行相当(みなし)サービス	緩和した基準によるサービス(A型)	短期集中予防サービス(C型)
サービス名	専門的支援型通所介護	自立支援型通所サービス※2	短期集中型予防サービス
人 員	<p>【国基準(現行)どおり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理者※1 常勤・専従1以上 ○生活相談員 専従1以上 ○看護職員 専従1以上 ○介護職員 15人まで専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 ○機能訓練指導員 1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者※1 専従1以上 ○従事者 15人まで専従1以上 15人～ 利用者1人に0.1以上 ○資格要件:介護福祉士、看護職員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、市が定めた研修修了者 	<ul style="list-style-type: none"> ○従事者 必要数 ○資格要件:医師、歯科医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師
設 備	<p>【国基準(現行)どおり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○静養室○相談室○事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ○その他必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画(他の通所利用者のスペースが基準以上にある場合は同一時間での支援が可能) ○その他必要な設備・備品

※1 支障がない場合、当該事業所の他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能

※2 専門的支援型通所介護と一体的にサービス提供する場合、国基準に従うこと。

第1号通所型サービス(主な指定基準 案)

種 別	現行相当(みなし)サービス	緩和した基準によるサービス(A型)	短期集中予防サービス(C型)
サービス名	専門的支援型通所介護	自立支援型通所サービス※1	短期集中型予防サービス
運 営	<p>※ 国基準と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ○運営規程等の説明・同意 ○必要に応じ、個別サービス計画の作成 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供

※1 専門的支援型通所介護と一体的にサービス提供する場合、国基準に従うこと。

第1号通所型サービス(報酬単価及び利用料 案)

種 別	現行相当(みなし)サービス	緩和した基準によるサービス(A型)		短期集中予防サービス(C型)
サービス名	専門的支援型通所介護	自立支援型通所サービス		短期集中型予防サービス
		指定事業者	委託事業者	
単 価	【月額定額報酬(現行どおり)】	【原則出来高報酬】	【原則出来高払】	【出来高払】
	○要支援1・事業対象者 週1回程度 月16,470円 ○要支援2・事業対象者 週2回程度 月33,770円 ●利用料と合計した単価	○要支援1・2・事業対象者 1回 3,590円 月5回 月15,650円 ○要支援2・事業対象者 1回 3,690円 月9回 月32,090円 ●利用料と合計した単価	○要支援1・2・事業対象者 1回 3,250円(月4回まで) 月5回 14,000円 ●税抜き単価の委託料であり、利用料を含んだ合計額ではない。	○要支援1・2・事業対象者 週1～2回程度 1人あたり1回5,000円 (税抜き)
加 算	現行と同額	現行の95% ※但し、処遇改善加算、提供体制加算は、上記報酬に加味	セルフケア指導加算 月額2,150円	無し
減 算	現行の算定方法と同率	現行の算定方法と同率	無し	無し
利用料	単価の1割～2割負担及び食費等の実費を事業者に納付	単価の1割～2割負担及び食費等の実費を事業者に納付	市が定めた額(1回325円×利用回数(月5回1,400円)+指導加算215円)及び食費等実費を事業所に納付	市が定めた額(1回250円)を事業所に納付

介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメント

認 定	サービスの利用状況	作成機関	委託料
<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1・2 ・事業対象者 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合事業による指定事業者が実施する訪問介護、通所介護のみサービスを利用 ※介護予防支援費が発生しないケース 	<p>原則、地域包括支援センターが作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月 4,300円 ・初回加算 3,000円
<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1・2 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護、通所リハビリ、福祉用具貸与等（以下「訪問看護等」という。）限度額管理対象の予防給付のサービスを利用している。 ・総合事業のサービス以外に、訪問看護等の予防給付のサービスを併用している。 ※介護予防支援費が発生するケース 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・市と契約締結をした「指定居宅介護支援事業者」 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能居宅介護事業所連携加算 3,000円 ※現行同様税込み単価

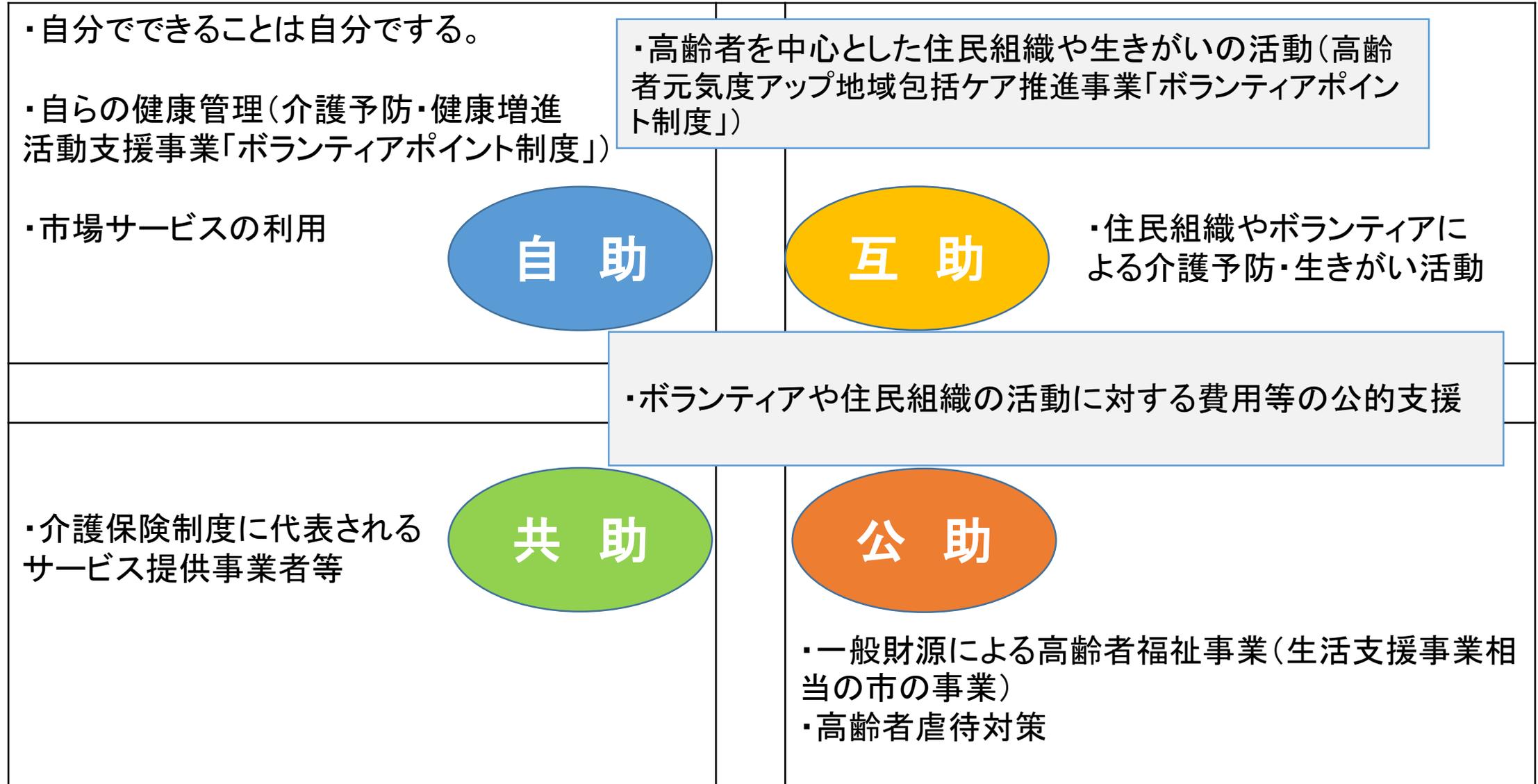
「生活支援事業」相当サービス

総合事業の生活支援事業に相当する事業

類 型	事業名等	利用料	お問合せ先
食 事	始良市「食」の自立支援サービス事業	有	長寿福祉係
	民間企業による配食	有	地域包括支援係
安否確認	高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業 (ボランティアポイント事業)	無	長寿福祉係
	配食時見守り支援事業	有	
	緊急通報体制整備事業(緊急通報装置の設置)	有	
家事援助	介護予防ホームヘルプサービス事業	有	
買い物	民間企業による買い物や宅配サービス	有	地域包括支援係
移 動	民間企業(介護タクシー等)	有	地域包括支援係
介護保険制度の 訪問介護対象外 の生活援助ができ る事業	介護保険事業所による自費ヘルプサービス	有	地域包括支援係
	ワンコインサービス	有	始良市シルバー人材センター
	地域生活応援事業	有	始良市社会福祉協議会

一般介護予防事業

一般介護予防事業を地域づくりに活かす考え方



一般介護予防事業(案)

類型	住民主体運営型介護予防事業	介護予防・健康増進活動支援事業	始良市健康体操(サロンサイズ)DVD貸出
内容	○住民主体で介護予防に資する体操や運動を行い、交流や趣味活動なども実施。 ○週1～2日(1日1回2時間程度)開設	○施設ボランティアをしたり、積極的に健診等をうけたりすることで、健康増進を図る。 ○この活動が、結果的に、ご自身の介護予防につながる。	○始良市民歌に合わせたストレッチ体操、筋力アップトレーニングの説明DVD ○介護予防に資する活動をする団体等、配布若しくは貸出をしている。
対象者	○要介護(要支援)認定の有無に関わらず65歳以上の全ての方が対象	65歳以上の方	65歳以上の方が中心になって活動・利用している団体等。
委託料等	・基本単価1回4,000円(税抜き) ・1人1,500円(税抜き)×利用者数 ※利用実績無い場合、基本単価なし	活動に対し、年間上限5,000円のポイント転換交付金を交付	
利用料	200円		無料
実施方法	市からの委託		DVD配布若しくは貸出
想定される委託先	NPO法人、社会福祉法人、医療法人、指定地域密着型サービス事業者等		
その他	同様の事業を別途補助金等を受けて実施している法人等に対しては業務委託はできません。	市役所の長寿福祉係でボランティア活動登録手続きが必要	・地域包括支援センターにて手続きが必要

地域における「いきいきサロン」の新規立ち上げ支援・サロンボランティアの育成などについては、市が、市社会福祉協議会と業務委託契約を締結し、この、一般介護予防事業の中で実施しております。

住民主体運営型介護予防事業委託仕様(案)

項目	内容
委託可能法人	社会福祉法人、医療法人、NPO法人、地域密着型サービス事業者、介護保険事業の指定を受けている民間企業
実施回数条件	最低週1回開設し、月8回まで(1日1回2時間程度)
利用対象者	要介護(要支援)認定の有無に関わらず65歳以上の全ての方が対象
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・月8回までの実施に対し、市が定めた基本委託料を開設場所ごとに設定(1回の基本委託料 4,000円税抜き) ・65歳以上の利用定員は、1回の開催で開設場所ごとに10人まで(1人の利用者につき、1,500円税抜き) ・開業日に利用者が不在の場合は、基本委託料は発生しない。
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ・民家で実施することも可能。法人事業所内で実施する場合は、介護保険制度における国及び市が定める基準の違反にならない範囲で実施する。 ・利用者1人あたり、1.62㎡以上(畳1畳分程度 90cm×180cm)
スタッフの配置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・5人の利用者に対し1人の住民スタッフ(ボランティアも可) ・ただし、要介護(要支援)認定者が利用する場合は、受託先から1名の職員を置く。その場合は、10人の利用者に対し、住民スタッフと受託先の職員それぞれ1名を配置、計2名とすることも可。 ・介護保険事業所内で実施する場合は、介護保険制度における国及び市が定める基準の違反にならない範囲で実施。
事故時の対応	事故発生時のマニュアル作成
実績報告内容	・サービス利用人数、利用者氏名及び年齢、サービス提供時間、サービス提供内容等を毎月提出

事業実施に当たっての留意点

総合事業開始に伴う定款変更について

サービスの類型	サービス種別	定款上の規定	備考
訪問型サービス	訪問介護(現行サービス相当)	第二種社会福祉事業	現行定款に規定している場合は定款変更不要
	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	公益事業	公益事業として定款に規定する必要がある
通所型サービス	通所介護(現行サービス相当)	第二種社会福祉事業	現行定款に規定している場合は定款変更不要
	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	公益事業	公益事業として定款に規定する必要がある

※定款変更の事業の記載例

「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」

又は

「介護保険法に基づく第1号訪問事業」「介護保険法に基づく第1号通所事業」

※定款変更に関する相談

社会福祉法人、医療法人、NPO法人等におかれましては、法人監査等を行う所管部署にご相談いただきますようお願いいたします。

重要事項説明書及び契約書の記載内容の変更について

利用者	重要事項説明書	契約書
既利用者(現在の要支援者)	同意(再)	再契約
新規(要支援者・事業対象者)	同意	新規契約

変更後の事業名の書き換え(例)

介護予防訪問介護は、訪問介護員等が… ⇒ 第1号訪問事業(「専門的支援型訪問介護」や「生活援助中心型サービス」)は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し…

介護予防通所介護は、事業者が設置する… ⇒ 第1号通所事業(「専門的支援型通所介護」や「自立支援型通所サービス」)は、事業者が設置する事業所に通い…

自立支援通所サービスの利用者負担の記載例

利用回数	報酬単価	利用料	制限回数超過の単価	利用料	その他利用料
週1回程度	359単位(月4回まで)	1回359円(1割)	5回以上 月額1,565単位	月額1,565円	食材料費〇〇円 …………〇〇円 …………〇〇円 …………〇〇円
		1回718円(2割)	9回以上 月額3,209単位	月額3,209円	
週2回程度	369単位(月8回まで)	……………	……………	……………	

現在は、包括払いのためキャンセル料は発生しないが、基準緩和型サービスは出来高払いとなることでキャンセル料を重要事項説明書に記載し、利用者の同意を求めることもできる。

「介護予防・日常生活支援総合事業従事者研修」(市が定める研修)カリキュラム案と日程

日 時 1日目平成29年2月16日(木) 10時～16時30分
 定 員 50人
 受 付 9時30分
 場 所 始良市役所 本館1階 入札室

	時 間	内 容	講師等
1	10:00～ 10:20	「開講式」 「オリエンテーション」	市職員
2	10:20～ 11:30	「介護保険制度」 ・介護保険制度の概要 ・始良市の現状 ・介護予防・日常生活支援総合事業の概要 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 等	市職員
3	12:30～ <u>14:30</u>	「高齢者の理解と介護の心得」 ・高齢者のこころと体の変化を理解する ・高齢者がかかりやすい疾病 ・高齢者の日常生活の留意点 ・職業倫理 等	理学療法士等
4	<u>14:30～</u> <u>16:30</u>	「コミュニケーション技法(演習を含む)」 ・専門職に準ずる役割を担う従事者としての心構え ・コミュニケーション技術 ・傾聴について 等	社会福祉士等

日 時 2日目平成29年2月17日(金) 10時～17時15分
 定 員 50人
 受 付 9時30分
 場 所 始良市役所 本館1階 入札室

	時 間	内 容	講師等
1	10:00～ 11:30	「認知症の理解」 ・認知症の症状と接し方 ・早期診断と早期治療 ・家族介護者の気持ちの理解 ・認知症予防 等	保健師等
2	12:30～ <u>14:30</u>	「高齢者の権利擁護」 ・高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応 ・日常生活自立支援事業 ・成年後見制度 ・消費者被害への支援 等	社会福祉士等
3	<u>14:30～</u> <u>16:30</u>	「自立支援のあり方について」 ・生活援助(家事支援)と自立支援 ・通所サービスと自立支援 ・多職種連携 等	理学療法士等
	<u>16:30～</u> <u>17:00</u>	・予防プランと個別サービス計画	市職員
4	<u>17:00～</u> <u>17:15</u>	修了証授与式	市職員

事故時の対応

(「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」P131)

- 指定制度を活用して指定事業者がサービスを提供する場合や補助により民間事業者や団体等がサービスを提供する場合には実施主体が、保険加入等必要な対応を行うことが適当である。

介護職員初任者研修事業者機関

- 「市が定める研修」以外で資格取得を望まれる場合は、鹿児島県のホームページで初任者研修を実施している事業者一覧が公表されています。
- 「鹿児島県 介護職員初任者研修」で検索できます。

総合事業は地域の方とともに

総合事業は、「高齢者ご自身のできる力」と 「地域の力」も必要としています。

- 要介護（要支援）認定を受けている方は、始良市の65歳以上の人口の17%に過ぎない！
- 約80%は、元気な方！！
- だからこそ皆で
できることがある！！！！



地域の皆さんにできること



MY介護の広場

介護予防のための運動など(自分のため)



ボランティア活動(地域貢献)⇒結果的に自分の生きがいと閉じこもり予防の効果がある



pixta.jp - 7706265

- ・地域で寄り合いをする。
- ・見かけなくなった方への声かけのきっかけにもなる。

ゴミ出しを一人ですることができない高齢者のお手伝い



高齢者世帯への見守りを兼ねた友愛訪問(一人暮らしに限らず、家族が同居している世帯へも訪ねてみる)

介護保険法第四条（国民の努力及び義務）

- 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、
- 要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

今後の予定

今後のスケジュール予定（案）

平成28年11月	事業所説明会
平成29年1月～	<ul style="list-style-type: none"> ・新規指定申請受付開始（平成27年4月1日以降に開所した事業者及び基準緩和型事業者として指定を希望する事業者が対象） ・<u>総合事業を踏まえた介護予防ケアマネジメント研修（1/27(金)午後、始良公民館2階）</u>
平成29年2月	2/16・17介護予防・日常生活支援総合事業従事者研修（要事前申込）
	市報、ホームページ上で市民の皆さまへ周知
平成29年3月中旬～	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託により実施するサービス提供の意向がある事業者との業務委託契約 ・<u>総合事業実施業所向け説明会開催予定（3/16(木)午後、始良公民館2階）</u>
平成29年4月	事業開始
随 時	<p>質問に対する回答は、随時ホームページにて掲載いたします。</p> <p>※ 質問用紙は、ホームページに掲載していますので、メール又はFAXで送付してください。</p>

始良市介護予防・日常生活支援総合事業に関する指定申請書類、質問票、Q&A等の掲載先



市ホームページ > 高齢・介護・障害 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 介護予防・日常生活支援総合事業

業務別相談窓口

項目	内容	担当係	電話番号
総合事業対象者の判定に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護(要支援)認定申請受付に関する事 ・基本チェックリストの受付に関する事 	介護保険係	66-3111 (内線122、125) 66-3251
介護予防ケアマネジメントに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターに関する事 ・要支援認定者の介護予防支援業務の委託に関する事 ・介護予防ケアマネジメント業務に関する事 	地域包括支援係	64-5537
指定事業者に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準に関する事 ・みなし指定(H30.3.31まで)及び指定更新に関する事 ・みなし指定に該当しない事業者の指定受付 ・基準緩和型サービスの指定申請する事業者の受付 	介護保険係	66-3111 (内線122、125) 66-3251
国保連への請求等に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬に関する事 ・高額サービス費に関する事 ・サービスコードに関する事 ・利用者の利用料に関する事 	介護保険係	66-3111 (内線122、125) 66-3251
事業の業務委託に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・基準緩和及び短期集中型サービスの業務委託に関する事 ・一般介護予防事業に関する事 ・委託料に関する事 	地域包括支援係	64-5537
生活支援サービスに相当する事業 ※市で実施している既存の事業であり、 総合事業の予算外です。	緊急通報体制整備事業 軽度生活援助事業 配食サービス及び配食サービス時見守り支援事業 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業 介護予防ホームヘルプサービス	長寿福祉係	66-3111 (内線166、274) 66-3251
	生活支援につながる介護保険外の社会資源の情報に関する事	地域包括支援係	64-5537